広報へのご意見

「防災のススメ」は実際にためになる記事だと思います。日頃からこういう訓練をしていたらいいということを簡単にわかりやすい文章でのせていただけたらよいと思います。

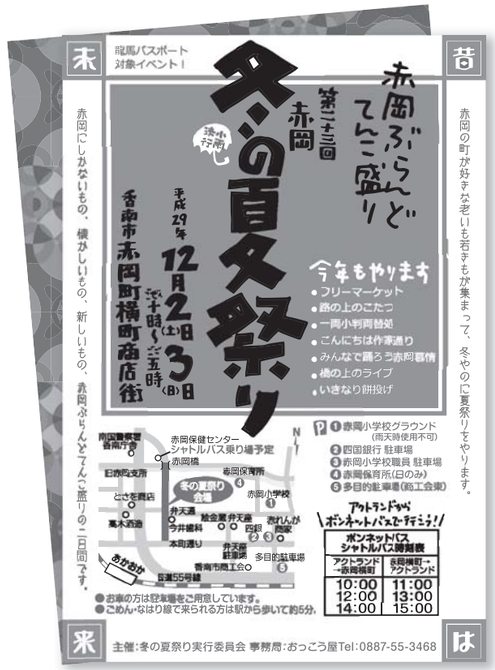

その他

理容・美容・クリーニングはSマークのお店へ！

公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターでは、11月1日から11月30日までを生活衛生関係営業に関する「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、標準営業約款制度の普及強化を行っています。

高知県では、生活衛生関係営業のうち理容業・美容業およびクリーニング業について、厚生労働大臣の認可を得て「サービスの提供」「店舗の衛生・管理」および「事故による損害賠償」に関する重要事項を約款として定めています。

標準営業約款登録店舗にはSマークの表示をすることで、利用者に安心・安全・清潔を提供していることをお知らせするとともに、この3業種の営業者にはこの登録を行うよう呼びかけています。

■**問い合わせ**
公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター
☎088-855-5100

労働保険の加入はお済みですか？

常勤、パート、アルバイト等、名称や雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

ご相談・お問い合わせは、お気軽にハローワークへ。

■**問い合わせ**
ハローワーク香美
☎53-4171

免許よし！ヘルメットよし！自賠責は!?

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成28年の事故発生件数は約50万件、死傷者数は約62万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る、極めて深刻な状況となっています。交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての車・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

▼自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

自賠責制度について、詳細はホームページをご覧ください。

■**ホームページ**
http://www.jibai.jp

■**問い合わせ**
国土交通省四国運輸局 高知運輸支局輸送・監査部門
☎088-866-7311

広告

昭和57年～昭和59年製のトヨトミ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起こる可能性があるため、1986年(昭和61年)より自主交換を行っております。

LCR-3タイプ　LS系タイプ

型番表示部

対象機種
LCR-3・LCR-3-1・LS-3・LS-3-1・LS-6

ご連絡先
株式会社トヨトミ 〒467-0855 名古屋市瑞穂区桃園町5番17号
フリーコール 0120-104-154
お客様よりお知らせ頂きました個人情報は、商品の交換目的以外には使用いたしません

※現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております。

●最低賃金改正のお知らせ●

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月13日から施行しています。

★10月13日から高知県最低賃金は
《1時間》737円です。

■問い合わせ／高知労働局賃金室 ☎088-885-6024

広報へのご意見

おいしく減塩、おすすめ減塩レシピいつも楽しみにしています。簡単に作れるので、いつも切り取りしています。プレゼント当たるといいけど!!

接骨院・整骨院にかかる前にまずチェック！

国保

接骨院や整骨院などにかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。使えない場合施術費用が全額自己負担となりますので、施術を受ける前に国保が使えるか確認しましょう。初診時に、負傷原因を正確に伝えてください。

国民健康保険が使える場合

▼急性または亜急性（急性に次ぐ）の外傷性傷病の場合は、国民健康保険が適用されます。

- スポーツなどによる、打撲やねんざ
- 挫傷（肉ばなれ等）
- 骨折、脱臼の応急措置
- 医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術

国民健康保険が使えない場合

▼次のような場合は、国民健康保険が適用されず、施術費用が全額自己負担になります。

- 日常生活における疲れや肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 神経痛、リウマチ、慢性関節炎
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 交通事故の場合
- 労災保険の対象となる仕事中や通勤途中の負傷

■療養費支給申請書には、必ず自署または捺印が必要です。

療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に保険請求を委任するものです。記載内容を確認し、本人による署名または捺印をしましょう。

■領収書は必ず保管しておきましょう。

医療費通知で受診内容（金額と日数）を確認しましょう。また、領収書は高額療養費・医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管をお願いします。

適正給付にご協力ください！

国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。請求内容に誤りがないかを確認するために、市から負傷原因や施術内容について、文書や電話などでお問い合わせすることがありますので、ご協力ください。

●問い合わせ● 市民保険課 ☎57-8506

認証紛争解決サービス「かいけつサポート」

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかし、話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法務大臣の認証を受けたものです。

各分野の専門家がトラブルの解決をサポートし、裁判によらずに円満な解決を目指します。また、非公開ですのでプライバシーや秘密が守られます。

■**解決事例**　土地の境界をめぐるトラブル、解雇などの労働関係をめぐるトラブルなど。

■**利用方法**　法務省の「かいけつサポート」ホームページで、「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細情報を公表しています。その中からご自身のトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

■**ホームページ**
http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html

■**問い合わせ**　法務省大臣官房司法法制部　審査監督課
☎03-3580-4111（内線5923）

訂正

10月号2ページで氏名の表記に誤りがありました。『海老山克郎さん』とありますが、正しくは『野老山克朗さん』です。ご本人とご家族の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。訂正してお詫びいたします。

日赤活動資金の募集にご協力ありがとうございました。

▼平成29年度募金額（9月末現在）
4,215,700円

毎年5月に「赤十字会員増強運動」を実施しており、今年もたくさんの方から会費やご寄付をいただきました。

この活動資金は、災害に対する救護班派遣にかかる活動経費や県内での台風被害などに対する救護物資の資金等日本赤十字社が行う活動に役立てられています。皆さまの温かいご協力に厚くお礼申し上げます。

日赤香南市地区 地区長 清藤真司

問い合わせ／市福祉事務所